

答 弁 書

【質問項目及び内容】

- 1 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 事前復興の取り組みについて
 - ア 新市長就任や危機管理部門の体制強化による期待について
 - イ 進捗と取り組みについて
 - (2) 民間事業者との災害協定について

【答 弁】

- 1
 - (1)
 - ア 国の防災基本計画に基づく本市の復興事前準備の対象となる被害想定は、本市で最も被害が大きくなるフィリピン海プレート内のマグニチュード7.3を想定した千葉市直下地震となります。

千葉市直下地震により甚大な被害が発生した場合には、被災直後から始まる応急復旧対策に加え、災害からの早期かつ的確な再建・復興への取組が重要となることから、本市では、千葉市地域防災計画において、復旧復興の中心的役割を担う「災害復旧復興本部」の設置基準や組織体制などについて、あらかじめ明記し、速やかに復興への取組が進められるよう体制を整えているところであります。

今後とも、防災・減災対策に加え、被災後のより良いまちづくりに欠かせない復興の取組の重要性を踏まえ、より一層の強化に努めて参ります。

(所管局：総務局)
 - イ 平時からの復興の事前準備として、まずは、事前の調整等を行う庁内での協議の場の準備を進めて参ります。

また、復興に対しては、復興計画や市街地復興計画の策定など、職員が主体となりかかわることも多く、実務に携わる職員が平時から復興に対する必要性についての意識と理解が重要であることから、過去の大規模災害における復興事例等を取り入れた研修などへの積極的な参加を促すとともに、危機管理・防災部門の職員には、復興に関する基本的な考え方など、研修項目として具体的に取り入れ、理解と知識を高めていくほか、被災地派遣により復旧復興経験のある職員を講師とした体験談研修も引き続き実施するなど、復興に対する課題解決能力の向上に向けた職員の育成に努めて参ります。

(所管局：総務局)
 - (2) 本市では、これまで民間事業者の持つ専門性を災害時に活かせるよう協定を締結し、様々な分野で協力体制を進めているところです。

令和元年度の風水害では、長期間の停電が発生し、電化製品が使用できない中、様々な支障が生じましたが、入浴施設までの輸送や、冷房したバス車両を休憩場所として活用するなど、災害時におけるバス車両の有効性を改めて認識したところであります。

このような中、現在、バス事業者と災害時のバス車両の活用について協議を始め

たところであり、今後は、人員の輸送、資器材の運搬、停電時の防暑防寒対策、電気バスからの電気の供給など具体的な協力内容について協議を重ね、災害時における協力体制が構築できるよう取り組んで参ります。

(所管局：総務局)

【質問項目及び内容】

2 電気自動車の給電ステーション設置について

【答 弁】

2 脱炭素社会の実現には、電気自動車など次世代自動車への転換が必要不可欠であり、普及促進に向け、給電施設の充実は重要な課題であると考えております。

集合住宅への給電設備の導入に際しては、設置費用等を助成する、国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」を、市ホームページ等を通じて周知しているところですが、次世代自動車の更なる普及促進のためには、集合住宅への給電設備の整備は重要な視点の一つと認識しており、他市の事例等も参考にしながら本市としての支援の在り方について研究して参ります。

(所管局：環境局)

【質問項目及び内容】

3 美浜区の諸問題について

(1) 幸町2丁目のまちづくりについて

ア 経緯の把握について

イ 幸町2丁目における公園整備の考え方について

【答 弁】

3

(1)

ア UR千葉幸町団地は、昭和44年4月に入居が開始され、同時期に幸町第一小学校、幸町第二小学校が開校しました。

その後、団地内の就学児童の急増への対応として、団地の中央エリアに位置する中央運動広場やテニスコート用地を小学校用地に転用し、昭和52年4月に幸町第四小学校が開校しました。

この際、校舎用地については、UR都市機構の前身である日本住宅公団が所有する中央運動広場やテニスコート用地と、本市が所有する団地区域外の運動施設用地とを交換して本市が取得し、校庭用地については日本住宅公団所有のまま、本市に無償貸与されています。

なお、幸町第四小学校は、平成25年4月に幸町第一小学校と統合し、閉校しましたが、平成27年4月に幸町第一小学校と幸町第二小学校が統合し、旧幸町第四小学校の敷地に現在の幸町小学校として開校しております。

(所管局：総合政策局、教育委員会)

イ 幸町2丁目は、UR都市機構が整備を行った千葉幸町団地がエリアの大部分を占めており、広場やプレイロットなど公園としての機能を有する施設が計画的に配置されていることから、本市が都市公園を整備する対象区域とはなっていません。

ん。

UR都市機構では平成30年に「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を定め、今後、団地再生に取り組んでいくと聞いておりますので、幸町2丁目におけるUR都市機構による取組の動向を注視して参ります。

(所管局：都市局)